

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開（別紙様式 1）

（令和 7 年 8 月）

公共工事の 名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 （総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
契約実績なし												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開（別紙様式2）

（令和7年8月）

公共工事の 名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約による こととした会計 法令の根拠条文 及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
契約実績なし													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開（別紙様式3）

（令和7年8月）

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 （総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
年度後半における集 中的な就職面接会事 業	支出負担行為担当官 京都労働局総務部長 清水 達哉 京都市中京区両替町通 御池上ル金吹町451	令和7年8月5日	三松堂ホールディングス 株式会社 東京都千代田区西神田3丁 目2番1号 住友不動産千代田ファース トビル南館14階	8010001017167	一般競争入札	¥9,190,384	¥5,563,989	60.5%				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開（別紙様式 4）

（令和 7 年 8 月）

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約による こととした会計 法令の根拠条文 及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
契約実績なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。